

平成26年度東京都税制調査会

第2回 小委員会

〔個人所得課税に関する資料〕

〔地方消費税、消費税に関する資料〕

〔車体課税に関する資料〕

平成26年7月7日

項目	内容																									
趣旨等	<p>○ 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。</p> <p>○ 個人住民税は、住所を有し、かつ一定の所得を有する個人に、その者が住む市区町村(都道府県)が負担を求めるもの。</p> <p>個人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割 納税義務者の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの — 均等割 一定の所得を有する者に定額の負担を求めるもの 																									
課税主体	○ 賦課期日(1月1日)現在の住所地の市(区)町村及び都道府県																									
納税義務者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 1月1日現在、市区町村・都道府県内に住所を有する個人</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 1月1日現在、市区町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人(①に該当する者を除く)</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○ … 課税対象 × … 課税対象外</p>	区 分	所得割	均等割	① 1月1日現在、市区町村・都道府県内に住所を有する個人	○	○	② 1月1日現在、市区町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人(①に該当する者を除く)	×	○																
区 分	所得割	均等割																								
① 1月1日現在、市区町村・都道府県内に住所を有する個人	○	○																								
② 1月1日現在、市区町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人(①に該当する者を除く)	×	○																								
課税方式	○ 賦課課税方式(市町村が税額を計算、確定)																									
課税標準	○ (所得割)前年中の所得金額																									
税率	<p>(1) 所得割</p> <p><総合課税分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">標準税率</th> </tr> <tr> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>4%</td> <td>6%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p><分離課税分></p> <p>(例) 課税長期譲渡所得金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>2%</td> <td>3%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 均等割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 個人住民税均等割税率の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容 均等割 年1,000円引上げ(都道府県分 500円、市町村分 500円) ○ 期間 平成26年度から平成35年度までの10年間 		標準税率			都道府県	市町村	合計	一律	4%	6%	10%		都道府県	市町村	合計	一律	2%	3%	5%		標準税率(年額)	都道府県	1,000円	市町村	3,000円
	標準税率																									
	都道府県	市町村	合計																							
一律	4%	6%	10%																							
	都道府県	市町村	合計																							
一律	2%	3%	5%																							
	標準税率(年額)																									
都道府県	1,000円																									
市町村	3,000円																									

所得税の概要

項 目	内 容																					
趣旨等	○ 個人の1年間(暦年)の所得に応じて課される税																					
課税主体	○ 国																					
納税義務者	○ 日本国内に住所がある個人で、所得のあった者 ○ 日本国内に住所がないが、国内で生じた所得のあった者 など																					
課税方式	○ 申告納税方式 (納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定)																					
課税標準	○ 所得金額(現年)																					
税率	<p><総合課税分></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">課税総所得金額等</th> <th style="width: 20%;">税率</th> <th style="width: 20%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>195 万円を超え、330 万円以下</td> <td>10%</td> <td>97,500 円</td> </tr> <tr> <td>330 万円を超え、695 万円以下</td> <td>20%</td> <td>427,500 円</td> </tr> <tr> <td>695 万円を超え、900 万円以下</td> <td>23%</td> <td>636,000 円</td> </tr> <tr> <td>900 万円を超え、1,800 万円以下</td> <td>33%</td> <td>1,536,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,800 万円超</td> <td>40%</td> <td>2,796,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年分の所得から、課税所得4,000万円を超える部分の税率を45%に引き上げ。</p> <p><分離課税分> (例) 課税長期譲渡所得金額 一律 15%</p>	課税総所得金額等	税率	控除額	195万円以下	5%	0 円	195 万円を超え、330 万円以下	10%	97,500 円	330 万円を超え、695 万円以下	20%	427,500 円	695 万円を超え、900 万円以下	23%	636,000 円	900 万円を超え、1,800 万円以下	33%	1,536,000 円	1,800 万円超	40%	2,796,000 円
課税総所得金額等	税率	控除額																				
195万円以下	5%	0 円																				
195 万円を超え、330 万円以下	10%	97,500 円																				
330 万円を超え、695 万円以下	20%	427,500 円																				
695 万円を超え、900 万円以下	23%	636,000 円																				
900 万円を超え、1,800 万円以下	33%	1,536,000 円																				
1,800 万円超	40%	2,796,000 円																				
復興特別 所得税	<p>○ 納税義務者 … 所得税を納める義務のある者</p> <p>○ 基準所得税額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">基準所得税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">居住者</td> <td style="width: 20%;">非永住者以外の居住者</td> <td>全ての所得に対する所得税額</td> </tr> <tr> <td>非永住者</td> <td>国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非居住者</td> <td>国内源泉所得に対する所得税額</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 税額の計算</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">復興特別所得税額</td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">基準所得税額</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">2.1%</td> </tr> </table> </div> <p>○ 期間 … 平成25年から平成49年までの25年間</p>	区分		基準所得税額	居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額	非居住者		国内源泉所得に対する所得税額	復興特別所得税額	=	基準所得税額	×	2.1%					
区分		基準所得税額																				
居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額																				
	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額																				
非居住者		国内源泉所得に対する所得税額																				
復興特別所得税額	=	基準所得税額	×	2.1%																		

注 総務省、国税庁ホームページ等より作成。

個人住民税、所得税の税率構造

所得税			個人住民税	
課税所得		税率	課税所得	税率
～	195万円以下	5%	一律 ※減額措置 全世帯において人的控除の差を考慮した減額 措置を実施	10%
195万円超	～ 330万円以下	10%		
330万円超	～ 695万円以下	20%		
695万円超	～ 900万円以下	23%		
900万円超	～ 1,800万円以下	33%		
1,800万円超	～	40%		

※ 平成27年分以後の所得税については、課税所得4,000万円超について45%の税率を設けることとしている。

注 財務省ホームページより作成。

所得控除の概要

資料 4

種類	控除額		対象	備考		
	所得税	個人住民税				
基礎的な人的控除	基礎控除	38万円	33万円	・本人		
	配偶者控除			・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者を有する者		
		控除対象配偶者	38万円	33万円	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	
		老人控除対象配偶者	48万円	38万円	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	
	配偶者特別控除	最高38万円	最高33万円	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円超76万円未満である配偶者を有し、本人の年間所得が1,000万円以下である者		
	扶養控除			・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等を有する者		
		一般の扶養親族	38万円	33万円	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	
		特定扶養親族	63万円	45万円	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	
老人扶養親族		48万円	38万円	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	同居老親等加算あり	
特別な人的控除	障害者控除		27万円	26万円	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者または扶養親族を有する者	
		(特別障害者控除)	40万円	30万円	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族を有する者	
		(同居特別障害者控除)	75万円	53万円	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	
	寡婦控除	27万円	26万円	・夫と死別した者で、かつ年間所得が500万円以下である者 ・夫と死別または離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	特別寡婦加算あり	
	寡夫控除	27万円	26万円	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有し、かつ、年間所得が500万円以下である者		
	勤労学生控除	27万円	26万円	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等で、年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下である者		
その他控除	雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額 - 5万円		・住宅家財等について災害、盗難、横領による損失を生じた場合 ・災害関連支出の金額がある場合		
	医療費控除	$(\text{支払った医療費の額}) - \frac{(\text{年間所得金額}) \times 5\%}{10}$ ※10万円超の際は10万円		・納税者又は納税者と生計を一にする配偶者等の医療費を支払った場合	控除限度額は200万円	
	社会保険料控除	支払った社会保険料の額		・社会保険料を支払った場合		
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の額		・小規模企業共済掛金等を支払った場合		
	生命保険料控除	最高各4万円	最高各2.8万円	・一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合		
	地震保険料控除	最高5万円	最高2.5万円	・地震保険料を支払った場合		
	寄附金控除	次のいずれか低い方の金額 ①特定寄附金の合計 ②年間所得金額×40%	-2千円	税額控除あり	・特定寄附金を支出した場合	所得税は税額控除と選択可能

注 1 財務省ホームページ等より作成。

2 本表の所得控除は、平成25年分の所得税及び平成26年度分の個人住民税に適用されるものである。

地方消費税の概要

項目	内容		
課税主体	都道府県		
納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(役務の提供を含む)を行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者		
課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付 (本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付		
課税標準	消費税額		
税率	～平成26年3月	100分の25 (消費税率換算 1%)	国の消費税と合わせて 5%
	平成26年4月～	63分の17 (消費税率換算 1.7%)	” 8%
	平成27年10月～	78分の22 (消費税率換算 2.2%)	” 10%
税込	30,043億円		
使途 (平成26年4月～)	社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)		
清算	国から払い込まれた地方消費税額につき、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間で清算		
	指標		ウェイト
	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額		6/8
	「人口(国勢調査)」		1/8
「従業者数(経済センサス基礎調査)」		1/8	
交付金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付		
交付基準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)		
沿革	平成9年4月 創設、平成24年8月 改正法公布 (施行は平成26年4月、平成27年10月)		

注1 総務省ホームページより作成。

2 平成26年度地方財政計画における収入見込額。

項目	制度の概要	
課税対象	(1) 国内取引：国内において事業者が行う資産の譲渡等	(2) 輸入取引：輸入貨物
納税義務者	(1) 国内取引：事業者	(2) 輸入取引：輸入者
課税標準	(1) 国内取引：課税資産の譲渡等の対価の額	(2) 輸入取引：輸入の際の引取価格
税率	6. 3%(地方消費税と合わせて8%)(26年4月以後) 【改正後】 27年10月以後 7. 8%(地方消費税と合せて10%)	
納付税額の計算	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率 - 仕入税額	
輸出免税	輸出取引等(貨物の輸出、国際輸送・通信等)	
非課税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等	
中小企業に対する 特例措置	<p>(1) 事業者免税点制度</p> <p>基準期間(前々年又は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除</p> <p>(注1) 資本金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については免除しない</p> <p>(注2) 特定期間(前年又は前事業年度上半期)の課税売上高(給与支払額)が1,000万円超の事業者については免除しない</p> <p>(注3) 課税売上高5億円超の事業者が設立する新設法人の設立当初の2年間については免除しない(26年4月1日以後に設立される法人に適用)</p> <p>(2) 簡易課税制度</p> <p>基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。</p> <p>(みなし仕入率)</p> <p>第1種事業(卸売業) ----- 90%</p> <p>第2種事業(小売業) ----- 80%</p> <p>第3種事業(製造業等) ----- 70%</p> <p>第4種事業(その他の事業) --- 60%</p> <p>第5種事業(サービス業等) --- 50%</p> <p>【26年度改正】</p> <p>みなし仕入率について、金融業及び保険業(第4種事業)を第5種事業(50%)、不動産業(第5種事業)を第6種事業(40%)とする(27年4月1日以後に開始する課税期間から適用)。</p>	

項目	制度の概要															
申告・納付	<p>(1) 国内取引</p> <p>① 確定申告</p> <p>法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月末日までに申告・納付</p> <p>② 中間申告</p> <table border="1" data-bbox="448 517 1485 857"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="448 517 852 573">直前の課税期間の年税額</th> <th data-bbox="852 517 1485 573">中間申告・納付回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 573 636 674"></td> <td data-bbox="636 573 852 674">48万円以下</td> <td data-bbox="852 573 1485 674">任意の中間申告(年1回)が可能 (26年4月1日以後に開始する課税期間から適用)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 674 636 734">48万円超</td> <td data-bbox="636 674 852 734">400万円以下</td> <td data-bbox="852 674 1485 734">年1回(前課税期間の年税額の1/2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 734 636 795">400万円超</td> <td data-bbox="636 734 852 795">4,800万円以下</td> <td data-bbox="852 734 1485 795">年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 795 636 857">4,800万円超</td> <td data-bbox="636 795 852 857"></td> <td data-bbox="852 795 1485 857">年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 輸入取引 : 保税地域からの引取りの際に申告・納付</p>	直前の課税期間の年税額		中間申告・納付回数		48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能 (26年4月1日以後に開始する課税期間から適用)	48万円超	400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)	400万円超	4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)	4,800万円超		年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)
直前の課税期間の年税額		中間申告・納付回数														
	48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能 (26年4月1日以後に開始する課税期間から適用)														
48万円超	400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)														
400万円超	4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)														
4,800万円超		年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)														
価格表示	<p>課税事業者は、消費者に対してあらかじめ値札や広告などにおいて商品・役務の価格を表示する場合、税込価格を表示(総額表示)</p> <p>(注)25年10月1日から平成29年3月31日までの間については、総額表示義務の特例として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しない(消費税転嫁対策特別措置法)。</p> <p>※消費者の利便性に配慮する観点から、本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。</p>															

注 財務省ホームページより作成

税制抜本改革における地方消費税・消費税の改正内容等

	～平成26年3月31日	平成26年4月1日～ (平成26年度)	平成27年度		平成28年4月1日～
			4月～9月	10月～3月	
消費税 + 地方消費税	5%	8%			10%
消費税	4%	6.3%			7.8%
うち 交付税分	1.18% (法定率 29.5%)	1.40% (法定率 22.3%)	1.47% (法定率 20.8%)		1.52% (法定率 19.5%)
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕			2.2% 〔消費税額の 78分の22〕

注1 平成24年4月16日「国と地方の協議の場」(内閣官房)総務省提出資料より作成。

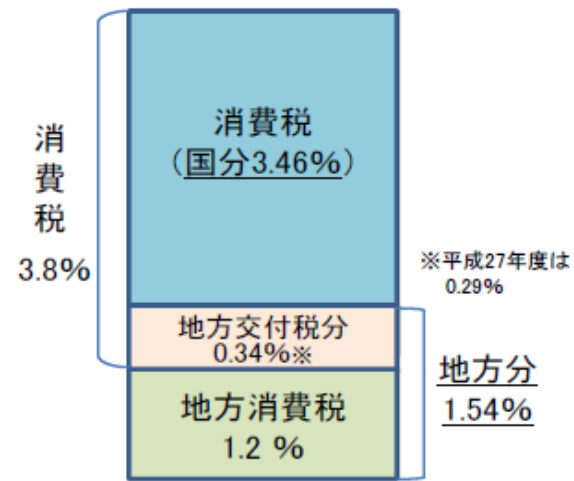
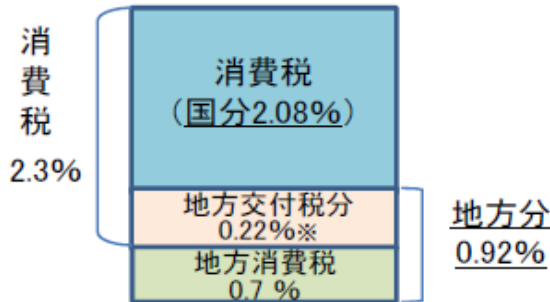
2 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)による。

引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

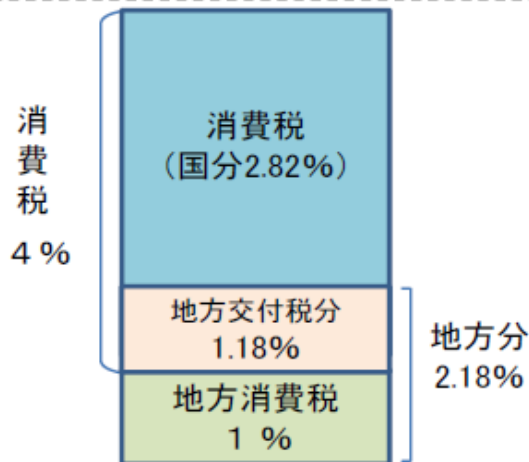
引上げ分(社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分)

○消費税	6.3%](地方分3.10%)
└国分	4.90%	
└交付税分	1.40%	
○地方消費税	1.7%	

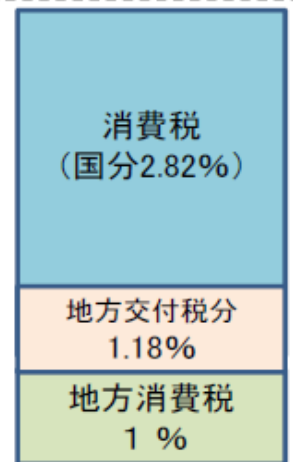
○消費税	7.8%](地方分3.72%)
└国分	6.28%	
└交付税分	1.52%	
○地方消費税	2.2%	



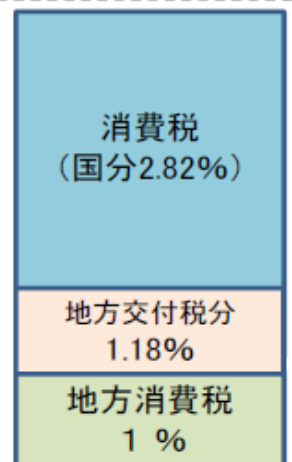
現行分(国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない)



消費税率(国・地方)5%時
(~平成26年3月)



消費税率(国・地方)8%時
(平成26年4月~)



消費税率(国・地方)10%時
(平成27年10月~)

注 平成25年7月3日「第1回地方税財政常任委員会(全国知事会)」資料より作成。

地方消費税率引上げに係る影響額(東京都試算)

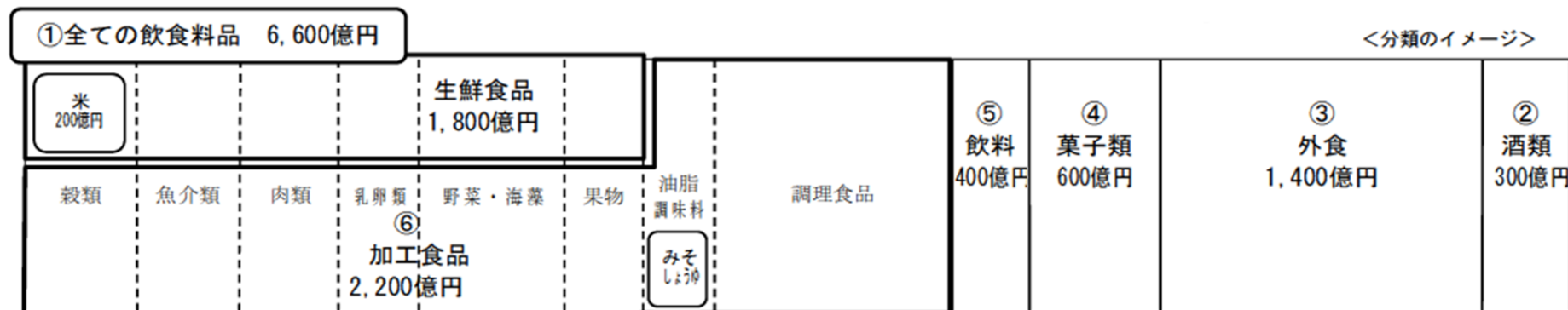
＜平成26年度当初予算ベース＞

区 分	影 響 額	総 額
平成26年度 当初予算	約550億円	4,279億円
税率8%に引き上げ後 (平年度)	約2,600億円	約6,300億円
税率10%に引き上げ た場合(平年度)	約4,500億円	約8,200億円

注1 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」に定められた税率を
基に試算。

【内訳】 税率 8% : 国 6.3%、地方1.7%
税率 10% : 国 7.8%、地方 2.2%

2 軽減税率等による影響は考慮していない。



軽減税率の対象品目	①全ての飲食料品	(外食まで) ②酒類を除く	(菓子類まで) ③外食を除く	(飲料まで) ④菓子類を除く	(加工食品まで) ⑤飲料を除く	⑥加工食品を除く (=生鮮食品)	⑦米・みそ・しょうゆ	⑧精米
1%当たり減収額(注1)(注2)	▲6,600億円	▲6,300億円	▲4,900億円	▲4,400億円	▲4,000億円	▲1,800億円	▲200億円	▲200億円

＜標準税率と軽減税率が2%の差である場合の財源の規模＞

社会保障の充実分及び自然増への影響(注3)	▲1.3兆円程度	▲1.3兆円程度	▲1.0兆円程度	▲0.9兆円程度	▲0.8兆円程度	▲0.4兆円程度	▲0.05兆円程度	▲0.04兆円程度
減収額の消費税率換算(注4)	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.1%	0.02%	0.02%

＜標準税率と軽減税率が5%の差である場合の財源の規模＞

社会保障の充実分及び自然増への影響(注3)	▲3.3兆円程度	▲3.1兆円程度	▲2.5兆円程度	▲2.2兆円程度	▲2.0兆円程度	▲0.9兆円程度	▲0.12兆円程度	▲0.10兆円程度
減収額の消費税率換算(注4)	1.7%	1.6%	1.1%	1.0%	0.9%	0.4%	0.04%	0.04%

注1 家計調査の項目にしたがって分類。数字は各品目の1%当たりの消費税率を表し、平成24年家計調査年報（総務省）第10表における総世帯（うち総世帯）の平均消費支出額から推計。国、地方公共団体の消費税負担額及び民間住宅投資額（いずれも家計調査の対象となっていない。）を1%当たりの消費税率（平成25年度予算ベース）から除き、これに家計調査における各品目の課税対象消費支出（消費支出から民営家賃、医科診療代等を除いたもの）に占める割合を乗じて算出（以上は、平成25年度消費税予算額及び平成25年度地方消費税予算額、「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成25年2月28日閣議決定）における民間住宅投資額等から推計）。なお、これらの推計は、消費税率の概略を把握するため、一定の仮定の下に機械的な試算を行ったものであり、ある程度の幅をもって見る必要がある。

2 計数は、100億円未満を四捨五入している。

3 社会保障の充実の所要額（国・地方分）は2.8兆円程度（平年度。うち子ども・子育て0.7兆円程度、医療・介護1.5兆円程度、年金0.6兆円程度）、高齢化に伴う自然増は26年度9,900億円（国分）である。

4 軽減税率の導入による2%当たりの減収額又は5%当たりの減収額が、軽減税率対象品目を除いた消費税率に照らし、税率何%分に相当するかを換算したもの。

5 平成26年4月～平成27年9月末までの1年半を対象とした、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）及び子育て世帯臨時特例給付金は平成25年度補正予算においてそれぞれ以下の金額を計上している。

・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）：2,400億円（高齢基礎年金受給者等に対する加算分を除く給付費。生活保護世帯については、生活扶助基準の改定により対応。）、事務費は420億円

・子育て世帯臨時特例給付金：1,271億円（給付費）、事務費は202億円

6 税制抜本改革法第7条において、「第二条の規定の施行（＝8%への引上げ時点）からイ（＝給付付き税額控除等）及びロ（＝軽減税率）の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。」との記述がある。

自動車税の概要

項目	内容
1. 課税主体	都道府県
2. 納税義務者	自動車の所有者 (売主が所有権を留保している場合は、買主)
3. 課税方式	<p><課税客体> 自動車 (二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く)</p> <p><納期> 5月中において、都道府県の条例で定める</p> <p><徴収方法> 普通徴収の方法による(ただし、新規登録により、年度途中(2月末まで)に月割りで徴収する場合は、原則として証紙徴収の方法による)</p>
4. 税率	<p><標準税率> 自動車の種別、排気量等ごとに設定</p> <p><制限税率> 標準税率の1.5倍</p> <p><グリーン化による特例税率>(平成13年度創設) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい一定の自動車の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)</p>
5. 税 収	1兆5,480億円 (注2)
6. 沿 革	<p>昭和25年 創設</p> <p>昭和33年 課税客体から軽自動車を除外(軽自動車税の創設)</p> <p>昭和54年 普通乗用車の税率区分変更(軸距→排気量) ※昭和28年以降、11回の税率の改正あり</p>

注1 総務省ホームページ資料により作成。

2 平成26年度地方財政計画における収入見込額。

項 目	内 容
1. 課税主体	都道府県
2. 納税義務者	自動車の取得者 (売主が所有権を留保している場合は、買主)
3. 課税方式	<p><課税客体> 自動車の取得 (二輪の小型自動車、二輪の軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く)</p> <p><申告・納付> 申告納付による。申告書に証紙を貼付することにより納付 【申告書の提出期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規登録、新規検査又は使用の届出がされる自動車 →登録、検査又は届出時 ・移転登録をすべき自動車 →登録を受けるべき事由があった日から15日以内 ・その他の自動車の取得 →自動車の取得日から15日以内
4. 課税標準	自動車の取得価額 (ただし、無償で取得した場合、親族間で行われる売買等のように著しく低い価額で取引された場合には、通常取引価額による)
5. 税 率	自家用自動車(軽自動車を除く) 3% 営業用自動車及び軽自動車 2%
6. 免 税 点	50万円(H30.3.31まで)(本則は15万円)
7. 交 付 金	都道府県に納付された税額の100分の95のうち、10分の7を市町村(特別区を含む)が管理する道路の延長及び面積にあん分して交付 政令指定都市へは、さらに100分の95のうち、10分の3に政令指定都市が管理する一般国道等の延長及び面積の占める割合を乗じて交付
8. 税 収	948億円 (注2)
9. 沿 革	昭和43年 都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、目的税として創設(税率3%) 昭和49年 自家用自動車(軽自動車除く)に特例税率(3%→5%)を導入 平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、使途制限を廃止 平成22年 現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持 平成26年 税率引下げ(登録車5% → 3%、軽自動車3% → 2%)及びエコカー減税の拡充

注1 総務省ホームページ資料により作成。

2 平成26年度地方財政計画における収入見込額。

自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書 について（概要）（平成 25 年 11 月）

- 自動車関係税制の見直しに関し専門的な検討を行うため、総務大臣からの要請に基づき設置された地方財政審議会の検討会（座長：神野直彦 東京大学名誉教授）が、平成25年11月6日に報告書を取りまとめ。
- 報告書は、政府・与党における検討に資するよう、税収を確保しつつ、環境性能等に応じた課税・負担軽減の重点化を図る複数の選択肢を提示し、それらに対する評価を提示。

【環境性能等に応じた課税の制度設計に関する提案】

- 課税のタイミングについて案 A～案 C の 3 例、課税の方法について案 1～案 3 の 3 例の選択肢を提示。

① 課税のタイミング

案 A：自動車登録期間全体

案 B：取得から最初の継続検査までの 3 年度間

案 C：購入時に初年度特例課税（First Year Rate）を実施 又は
環境性能割を導入

② 課税の方法

案 1：現在の排気量割に加えて、燃費性能を課税標準として課税

案 2：現在の排気量に応じた税額を、燃費に応じ補正して課税

案 3：燃費値及び取得価額（一定額の基礎的な控除を導入）をベースとして課税

【その他車体課税における課題（代替税源の確保等）への対応に関する提案】

- 自動車税における営自格差（現状 3 倍程度）の適正化
- グッド減税・バッド増税の考え方に立った自動車税・軽自動車税重課の強化等
- 軽自動車税の負担水準の適正化 等

【円滑な制度移行のための経過措置等に関する提案】

- 8%段階では、税率引下げではなく、一定の燃費基準を満たしている自動車に対して基礎控除を導入 等

平成 26 年度与党税制改正大綱（平成 25 年 12 月 12 日）（地方税 車体課税）の抜粋

自動車取得税

消費税率 8 % への引上げ時において、平成 22 年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については 5 % から 3 %、営業用自動車及び軽自動車については 3 % から 2 % にそれぞれ引き下げるとともに、平成 26 年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成 27 年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率 10 % への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10 % 段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

自動車税

平成 25 年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で 2 年間延長する。

また、消費税率 10 % 段階において、平成 25 年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得る。

注 自動車取得税の「平成 22 年度燃費基準を満たした自動車等」という文言は、平成 26 年度税制改正の大綱（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）では、「平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される自動車」と変更された。

課税の仕組み	石油石炭税に、CO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せ																		
税率 (上乗せ分)	原油・石油製品 ガス状炭化水素 石炭	760円/kℓ 780円/t 670円/t	※CO ₂ 排出量1トン当たり289円(注2)																
軽減措置 (免税・還付)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等 ・ 輸入特定石炭 ・ 輸入沖縄発電用特定石炭等 ・ 輸入・国産農林漁業用A重油 ・ 国産石油アスファルト等 ・ 苛性ソーダの製造及び塩の製造に使用する電気の発電に用いる石炭 ・ 特定の運送又は農林漁業の用に供する特定の石油製品 (軽油、重油、航空機燃料) 																		
施行日	平成24年10月1日																		
経過措置	<p>急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引上げ</p> <p style="text-align: center;">＜上乗せ分を合わせた石油石炭税の税率＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>原油・石油製品 〔1kℓ当たり〕</th> <th>ガス状炭化水素 〔1t当たり〕</th> <th>石炭 〔1t当たり〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年10月1日</td> <td style="text-align: center;">2,290円</td> <td style="text-align: center;">1,340円</td> <td style="text-align: center;">920円</td> </tr> <tr> <td>平成26年 4月1日</td> <td style="text-align: center;">2,540円</td> <td style="text-align: center;">1,600円</td> <td style="text-align: center;">1,140円</td> </tr> <tr> <td>平成28年 4月1日</td> <td style="text-align: center;">2,800円</td> <td style="text-align: center;">1,860円</td> <td style="text-align: center;">1,370円</td> </tr> </tbody> </table>				原油・石油製品 〔1kℓ当たり〕	ガス状炭化水素 〔1t当たり〕	石炭 〔1t当たり〕	平成24年10月1日	2,290円	1,340円	920円	平成26年 4月1日	2,540円	1,600円	1,140円	平成28年 4月1日	2,800円	1,860円	1,370円
	原油・石油製品 〔1kℓ当たり〕	ガス状炭化水素 〔1t当たり〕	石炭 〔1t当たり〕																
平成24年10月1日	2,290円	1,340円	920円																
平成26年 4月1日	2,540円	1,600円	1,140円																
平成28年 4月1日	2,800円	1,860円	1,370円																

注1 財務省ホームページ等により作成。

2 「平成24年度税制改正の解説」(財務省)より。